

第55回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年8月5日（木）17：00～

場所：県庁7階 災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）「まん延防止等重点措置」の要請内容について

（2）各部局からの報告事項

（3）その他

4 閉 会

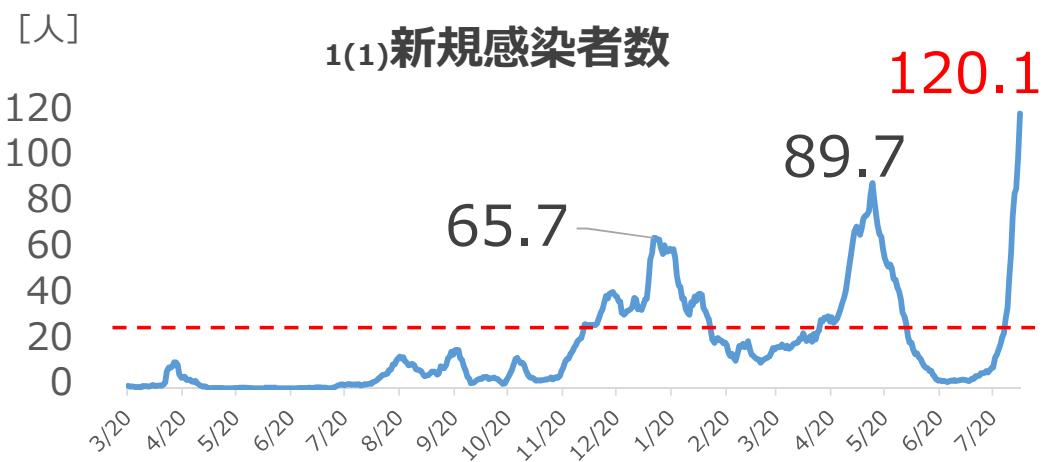
<警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値>

項目		内容※	現在値※ (8/4)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 20 人/日	120.1人	120.1人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 50 %	50.1%	73.3%
	(3)検査の陽性率	平均 7 %	12.2%	18.9%
2 医療提供体制	(1)重症例への診療体制		①人工呼吸器使用 1/2 ②うちECMO使用 1/3 参考：ICU利用（人工呼吸器使用せず）	76台中3台 12台中0台 1人
	(2)病床の稼働率（470床中）	警戒度1 15%未満 警戒度2 15%以上 警戒度3 40%以上 警戒度4 70%以上		21台 5台 -
				52.8% 74.8%

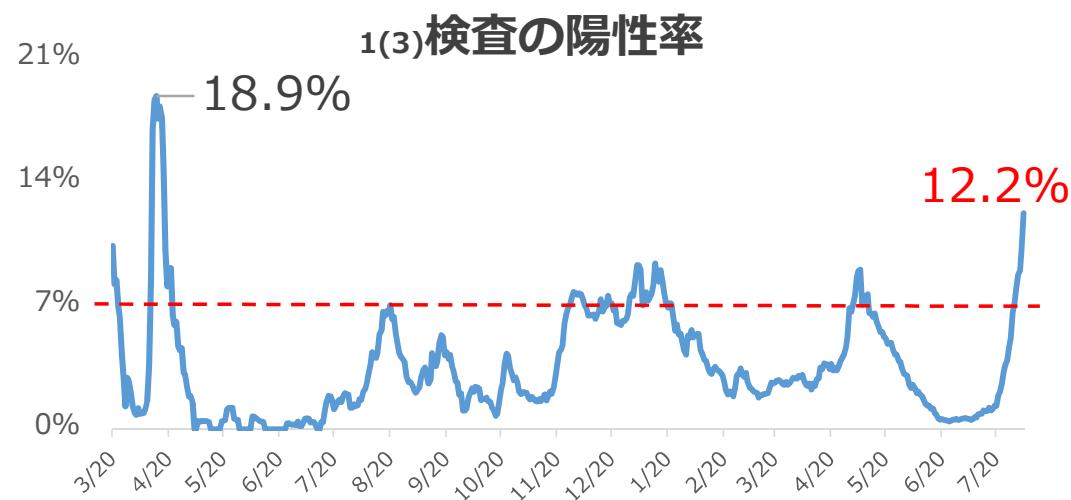
※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

※1の(1)～(3)は1週間の移動平均。 ※陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。

判断基準 客観的な数値の推移

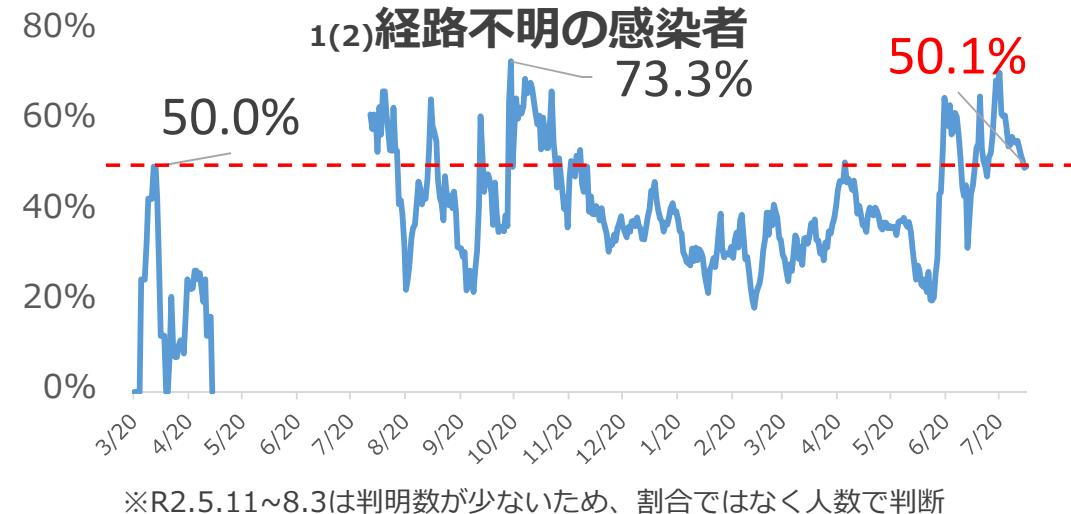


※ 1(1)～(3)は1週間の移動平均値

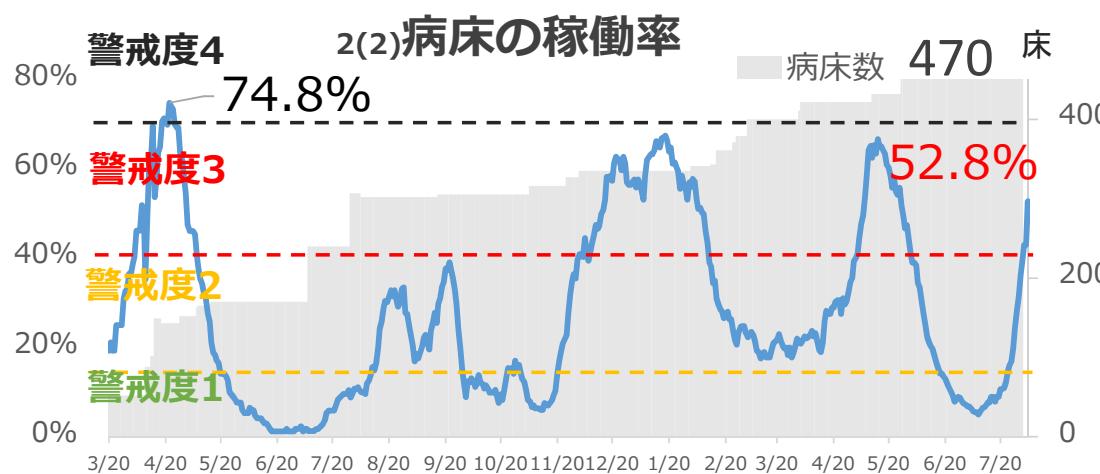


※ 検査には、抗原検査を含みます。 (R2.5.31～)

※ 陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。



※R2.5.11～8.3は判明数が少ないため、割合ではなく人数で判断



まん延防止等重点措置要請案：8/8～8/31

R3.8.5 危機管理課

区分	市町村	県民への要請		イベント開催									
		外出等											
措置区域	20市町村 (前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な場合を除き、日中を含めた不要不急の外出自粛 ・午後8時以降、飲食店に出入りすることは、自粛 ・県外（特に緊急事態宣言地域）との不要不急の往来は、自粛 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収容率</th> <th>人数制限</th> <th>開催時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの 飲食を伴うが発声がないもの</td> <td>大声での歓声、声援等が想定されるもの</td> <td>5,000人</td> </tr> <tr> <td>100%以内</td> <td>50%以内</td> <td>午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	収容率	人数制限	開催時間	大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの 飲食を伴うが発声がないもの	大声での歓声、声援等が想定されるもの	5,000人	100%以内	50%以内	午後9時まで	
収容率	人数制限	開催時間											
大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの 飲食を伴うが発声がないもの	大声での歓声、声援等が想定されるもの	5,000人											
100%以内	50%以内	午後9時まで											
その他の区域	上記以外の15町村	<ul style="list-style-type: none"> ・路上や公園等における集団での飲酒は、自粛 		※詳細は別添のとおり（収容率又は人数制限の小さいほう）									

まん延防止等重点措置要請案：8/8～8/31

R3.8.5 危機管理課

区分	市町村	事業者への要請			その他	
		時短要請（8/8～8/31）		他の施設		
		飲食店	その他の施設			
措置区域	20市町村 (前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)	<p>【業種】 飲食店、喫茶店、バー等</p> <p>【営業時間】 午前5時から午後8時 (酒類提供は終日、自粛) ※詳細は別添のとおり</p>	<p>【業種】 劇場、集会場、運動施設、博物館、遊技場、物販販売業を営む店舗、サービス業を営む店等</p> <p>【営業時間】 午前5時から午後8時 (映画館・イベント開催時は午後9時まで) ※1,000㎡超は特措法に基づく要請 ※1,000㎡以下は法に基づかない働きかけ ※詳細は別添のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設・病院における直接面会禁止 ・テレワーク等により出勤者の7割減を目標 		
その他の区域	上記以外の15町村	<p>【業種】同上</p> <p>【営業時間】同上 (酒類提供は午前11時から午後7時まで) ※詳細は別添のとおり</p>	<p>【業種】同上</p> <p>【営業時間】同上</p> <p>※面積にかかわらず、法に基づかない働きかけ ※詳細は別添のとおり</p>			

(案)

群馬県まん延防止等重点措置

令和3年8月●日

群馬県

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 群馬県のまん延防止等重点措置（第2弾） (8月8日(日)以降の措置)

1 まん延防止等重点措置の実施期間

令和3年8月8日(日)から8月31日(火)まで

2 まん延防止等重点措置の区域等

【措置区域】前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

【措置区域以外】上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

3 まん延防止等重点措置の内容

(1) 県民の皆様へ

措置区域	措置区域以外
<p>【飲食店への出入り】（特措法第31条の6第2項に基づく要請）</p> <ul style="list-style-type: none">午後8時以降、飲食店を利用することは自粛してください。	<p>【飲食店への出入り】（特措法第24条第9項に基づく要請）</p> <ul style="list-style-type: none">午後8時以降、飲食店を利用することは自粛してください。
<p>【外出・県外移動等】（特措法第24条第9項に基づく要請）</p> <ul style="list-style-type: none">生活に必要な場合を除き、日中も含め、不要不急の外出や移動は自粛してください。混雑している場所や時間は避けて行動してください。感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は自粛してください。不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えてください。路上や公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動は自粛してください。	
<p>【感染防止対策の徹底】（特措法第24条第9項に基づく要請）</p> <ul style="list-style-type: none">「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。政府専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」、及び新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。	

- ・感染防止策として、基本的な感染防止対策の実施に加え、換気の実施及び適度な保湿をお願いします。
- ・変異株に対しても基本的な感染防止対策（マスク・手洗い・換気など）が重要であり、更なる徹底をしてください。
- ・飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは自粛してください。
- ・飲食を主として業とする店舗（昼営業のスナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を終日自粛してください。
- ・友人、知人を招いてのホームパーティーや大人数での会食、飲み会は自粛してください。
- ・大学や職場等における飲み会については自粛してください。
- ・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。
- ・飲食店を利用する場合は、可能な限りテイクアウトの利用をお願いします。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

(2) 事業者の皆様へ

ア 飲食店等

- ・飲食店等については、令和3年8月8日（日）午前0時から8月31日（火）午後12時までの間、次のとおり営業時間の短縮等をお願いします。

措置区域	措置区域以外
<p>【飲食店等に対する営業時間短縮要請等】 (特措法第31条の6第1項に基づく要請)</p> <p>対象</p> <p>飲食店等：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） ※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗</p> <p>遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）</p> <p>結婚式場：食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>内容</p> <p>営業時間：午前5時から午後8時まで 酒類提供時間：終日、提供を自粛 ※飲酒の機会を設けないこと</p> <p>・飲食を主として業とする店舗（昼営業のスナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を終日自粛してください。 ・飲食店等において、以下の感染防止対策を実施してください。 「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」、</p>	<p>【飲食店等に対する営業時間短縮要請等】 (特措法第24条第9項に基づく要請)</p> <p>対象</p> <p>飲食店等：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） ※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗</p> <p>遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）</p> <p>結婚式場：食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>内容</p> <p>営業時間：午前5時から午後8時まで 酒類提供時間：午前11時から午後7時まで</p> <p>・飲食を主として業とする店舗（昼営業のスナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を終日自粛してください。 ・飲食店等において、以下の感染防止対策を実施してください。 「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただく」、</p>

「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」	「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」
--	--

イ その他の施設（詳細は別紙1及び別紙2を参照）

- ・その他の施設については、令和3年8月8日（日）午前0時から8月31日（火）午後12時までの間、次のとおり営業時間の短縮等をお願いします。
- ・施設の種類等については、別紙1及び別紙2をご確認ください。

種類	協力を依頼する事項	
	措置区域	措置区域以外
劇場等	【延べ床面積1,000m ² 超】 (特措法第24条第9項に基づく要請)	【延べ床面積1,000m ² 超】 (法に基づかない働きかけ)
集会場等		
ホテル又は 旅館 (集会の用 に供する部 分に限 る。)	営業時間：午前5時から午後8時まで ※映画館での上映又はイベント開催 の場合は午後9時まで 【延べ床面積1,000m ² 以下】 (法に基づかない働きかけ)	営業時間：午前5時から午後8時まで ※映画館での上映又はイベント開催 の場合は午後9時まで 【延べ床面積1,000m ² 以下】 (法に基づかない働きかけ)
運動施設		
遊技場	営業時間：午前5時から午後8時まで ※映画館での上映又はイベント開催 の場合は午後9時まで	営業時間：午前5時から午後8時まで ※映画館での上映又はイベント開催 の場合は午後9時まで
博物館等	人数上限5,000人かつ収容率要件（※）以下とする ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	
遊興施設等	【延べ床面積1,000m ² 超】 (特措法第24条第9項に基づく要請)	【延べ床面積1,000m ² 超】 (法に基づかない働きかけ)
物品販売業 を営む店舗	営業時間：午前5時から午後8時まで ※生活必需物資・生活必需サービス を除く	営業時間：午前5時から午後8時まで ※生活必需物資・生活必需サービス を除く
サービス業 を営む店舗	【延べ床面積1,000m ² 以下】 (法に基づかない働きかけ) 営業時間：午前5時から午後8時まで ※生活必需物資・生活必需サービス を除く	【延べ床面積1,000m ² 以下】 (法に基づかない働きかけ) 営業時間：午前5時から午後8時まで ※生活必需物資・生活必需サービス を除く

- ※ 表中の遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、協力依頼の対象外とします。
- ※ 入場整理の実施、店舗での酒類の終日提供自粛等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の終日使用自粛等にご協力をお願いします。
- ※ 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）については、施設内外に混雑が生じることがないよう、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底をお願いします。また、その旨をホームページ等で広く周知してください。

ウ ガイドラインの遵守等

措置区域	措置区域以外
【ガイドラインの遵守】 （特措法第24条第9項に基づく要請）	
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。 ・県独自の「トップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。 ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いします。 <p>※政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。</p> <p>※業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設や病院等については、感染防止のため直接面会を禁止とするようお願いします。また、従事者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。 ・パブ、ホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店においては、「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守し、当該店舗における感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。 <p>※「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」については、全国社交飲食業生活衛生同業組合のHPを参照してください。</p>	
【勤務形態等】 （特措法第24条第9項に基づく要請）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワーク（出勤者の7割減を目標）やローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組 	

を実践してください。

- 特に、緊急事態措置区域等への出勤については、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減少に努めてください。

【感染防止対策の徹底】（特措法第24条第9項に基づく要請）

- 従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- 従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。
- 接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

（3）イベントの開催について

措置区域	措置区域以外		
【イベント開催基準等】 （特措法第24条第9項に基づく要請）			
・イベントの開催は、下表のとおり制限するよう要請します。なお、人数上限及び収容率要件による人数のいざれか小さい方を限度とします。			
収容率	人数上限	開催時間	
大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの（※1） 飲食を伴うが発声がないもの（※3）	大声での歓声、声援等が想定されるもの（※2）	5,000人以下	午後9時まで
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※4）以内 (席がない場合は十分な間隔)		

※1 [大声での歓声、声援などがないことを前提としうるイベントの例]

音 楽	クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演 剧 等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞 踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝 統 芸 能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
講演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等

展示会	各種展示会、商談会、各種ショー
その他	映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地 等
※2 [大声での歓声、声援などが想定されるイベントの例]	
音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレース
公演	キャラクターショー、親子会講演 等
ライブハウス ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
その他	遊園地（絶叫系のアトラクション）
※3 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止対策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声、声援などがないことを前提としうるもの」と取り扱うこととします。	
※4 異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はありません。この場合、参加人数は、収容定員の50%を超えることもあります。	
※5 8月8日（日）までにチケット販売を開始していた催物については、人数上限としてこれまでの要請内容を上限とし、キャンセルは不要とします。ただし、8月9日（月）以降は上記目安を超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。	
<ul style="list-style-type: none"> ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等で、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、延期又は中止を含めて慎重に検討・判断してください。開催する場合は、十分な人ととの間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断してください。 ・盆踊り等の地域の行事で、全国的又は広域的な人の移動が見込まれないものや、参加者がおおよそ把握できるものは、参加人数の制限はありません。適切な感染防止策を講じて開催してください。 ・イベントの開催にあたっては別表に掲げる適切な感染防止対策の徹底をお願いします。 ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に事前相談してください。 	

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例

発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)・発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	<ul style="list-style-type: none">・来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す・事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する・入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等)・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	<ul style="list-style-type: none">・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)・従業員数の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限・イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人の間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰つたらまず手や顔を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寝の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



【別紙1】

○特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請を行う施設例

(飲食店等は特措法第31条の6第1項に基づく時短要請)

1 重点措置区域内における以下の施設のうち、延べ床面積が1,000m²を超えるもの

種類	施設例
劇場等	劇場
	観覧場
	プラネタリウム
	映画館
	演芸場
集会場等	集会場
	公会堂
	展示場(住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの)
	貸会議室
	文化会館
ホテル又は旅館	多目的ホール
	ホテル(集会の用に供する部分に限る)
	旅館(集会の用に供する部分に限る)
運動施設	体育館
	屋内・屋外水泳場
	ボウリング場
	スケート場
	ゴルフ練習場
	バッティング練習場
	陸上競技場
	野球場
	テニス場
	柔剣道場
	弓道場
	スポーツクラブ
	ホットヨガ、ヨガスタジオ

種類	施設例
博物館等	博物館
	美術館
	科学館
	記念館
	水族館
	動物園
遊技場	植物園
	マージャン店
	パチンコ屋
	ゲームセンター
	テーマパーク
遊興施設等 ※食品衛生法の飲食業許可 又は喫茶店営業許可を受け ている店舗は、「飲食店等」と して特措法第31条の6第1項 に基づく営業時間短縮要請の 対象となる。	遊園地
	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	性風俗店
	デリヘル
	アダルトショップ
	ストリップ劇場
	個室ビデオ店
	カラオケボックス※食品衛生法の飲食店許可を受けていない店舗
	射的場
	ライブハウス
	場外馬(車・舟)券場

種類	施設例
物品販売業を営む店舗	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)
	ペット美容室(トリミング)
	宝石類や金銀の販売店
	住宅展示場(戸建て、マンション)
	金券ショップ
	古本屋
	おもちゃ屋、鉄道模型屋
	囲碁・将棋盤店
	DVD/ビデオショップ
	DVD/ビデオレンタル
	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	ゴルフショップ
	旅行代理店(店舗)
	アイドルグッズ専門店
サービス業を営む店舗	ネイルサロン
	まつ毛エクステンション
	スーパー銭湯
	岩盤浴
	サウナ
	エステサロン
	日焼けサロン
	脱毛サロン
	写真屋
	フォトスタジオ
	美術品販売
	展望室

【別紙2】

○特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請を行わない施設例

- 2 別紙1の表に掲げる施設のうち、延べ床面積が1,000m²以下のもの
(=特措法に基づかない働きかけ)
- 3 その他の区域における別紙1の表に掲げる施設(=特措法に基づかない働きかけ)
- 4 以下の施設

種類	施設例
医療施設	病院
	診療所
	歯科
	薬局
	鍼灸・マッサージ
	接骨院
	整体院
	柔道整復
生活必需物資販売施設	卸売市場
	食料品売り場 ※移動販売店舗を含む
	コンビニエンスストア
	百貨店(生活必需品売場)
	スーパーマーケット
	ホームセンター(生活必需品売場)
	ガソリンスタンド
	靴屋
	衣料品店
	雑貨屋
	文房具屋
	酒屋

種類	施設例
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)
	カプセルホテル
	旅館(集会の用に供する部分を除く)
	民泊
	ウィークリーマンション
	ラブホテル
	コテージ
	貸し別荘
	共同住宅
交通機関等	寄宿舎
	下宿
	バス
	タクシー
	レンタカー
	電車
工場等	船舶
	航空機
金融機関・官公署等	物流サービス(宅配等を含む)
	工場
	作業場
	銀行
	消費者金融
	ATM
	証券取引所
	証券会社
	保険代理店
事務所	事務所
	官公署

種類	施設例
その他	理髪店
	美容院
	銭湯(公衆浴場)※物価統制令の対象となるもの
	貸倉庫
	郵便局
	メディア
	貸衣装屋
	不動産屋
	結婚式場(貸衣装含む) ※食品衛生法の飲食店許可を受けていない店舗 ※食品衛生法の飲食業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗は、「飲食店等」として特措法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮要請の対象となる。
	葬儀場・火葬場
	質屋
	獣医
	ペットホテル
	たばこ屋(たばこ専門店)
	ブライダルショップ
	本屋
	自転車屋
	家電販売店
	園芸用品店
	修理店(時計、靴、洋服等)
	鍵屋
	100円ショップ
	駅売店
	家具屋
	自動車販売店、カー用品店
	花屋
	ランドリー
	クリーニング店
	ごみ処理関係
	神社
	寺院
	教会

種類	施設例
文教施設	幼稚園
	小学校
	中学校
	義務教育学校
	高等学校
	高等専修学校
	高等専門学校
	中等教育学校
	特別支援学校
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)
	学童クラブ
	障害児通所支援事業所
	上記以外の児童福祉法関係の施設
	障害福祉サービス等事業所
	老人福祉法・介護保険法関係の施設
	婦人保護施設
	その他の社会福祉施設
大学等	大学
	専門学校
	専修学校・各種学校
	日本語学校・外国語学校
	インターナショナルスクール
博物館等	図書館
遊興施設等	ネットカフェ
	漫画喫茶
学習塾等	自動車教習所
	学習塾
	オンライン授業
	家庭教師
	英会話教室
	音楽教室
	囲碁・将棋教室
	生け花・茶道・書道・絵画教室
	そろばん教室
	バレエ教室
	体操教室